厚生労働委員会
一、社会保障及び労働問題等に関する調査
農林水産委員会
一、農林水産に関する調査
経済産業委員会
一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査
国土交通委員会
一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査
環境委員会
一、環境及び公害問題に関する調査
予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会
一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
行政監視委員会
一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査
議院運営委員会
一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
災害対策特別委員会
一、災害対策樹立に関する調査
沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会
一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査
政府開発援助等に関する特別委員会
一、政府開発援助等に関する調査
地方・消費者問題に関する特別委員会
一、地方の活性化及び消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査
東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会
一、東日本大震災復興の総合的対策及び原子力問題に関する調査

人事異動

人事院

（公務員研修所教務部政策研修分析官）　岩垂　肇

農林水産省に出向させる（八月一日）

官庁報告

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づき、指定保安検査機関から、保安検査を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第三号の規定に基づき、公示する。

平成二十八年八月五日

中国四国産業保安監督部長　栗原　晃雄

一　指定保安検査機関の名称　三備管工株式会社

二　変更前の本社の所在地　岡山県倉敷市老松町二丁目三番十五号

三　変更後の本社の所在地　岡山県倉敷市南畝三丁目十番十九号

四　変更前の事業所の名称及び所在地　三備管工株式会社　岡山県倉敷市老松町二丁目三番十五号

五　変更後の事業所の名称及び所在地　三備管工株式会社早島事務所　岡山県都窪郡早島町早島二千五百五十番地の二

六　変更年月日　平成二十八年八月三日

中国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成28年8月5日

中国地方整備局長　丸山　隆英

道路の種類	路線名	区間
一般国道	2号	福山市東手城町1丁目722番2から同市東手城町1丁目3313番1までの上下線

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、三重労働局の関係事業主を代表する者西田義明の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第2項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成28年8月5日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、三重労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成28年8月19日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　三重労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（2以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公告

諸事項

工場財団

大阪市中央区高麗橋四丁目3番7号淀屋橋総合会計内**桜川Ｓｏｌａｒ合同会社**の茨城県桜川市門毛字前峯1814番桜川市メガソーラーＰＪについての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年8月5日

水戸地方法務局筑西出張所

割賦販売法に基づく同法第35条の3の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の3の61の許可を受けた者から、法第35条の3の62において準用する法第26条第1項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の3の62において準用する法第26条第2項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成28年8月5日

経済産業大臣　世耕　弘成

名称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社ビー・エル・エフ	島根県松江市末次本町29番地	友第6047号	平成28年7月1日